

開催年月日 令和3年11月9日（火）  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 答弁者 地域福祉課長 岡本 直樹

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>五 生活福祉資金について</b>  <b>（一）貸付実績について</b>                      次に生活福祉資金について質問をいたします。                      昨年3月25日から、緊急小口資金、総合支援資金の特例貸し付けが行われました。特例貸し付けの事業概要及び特例貸し付けが実施される前の2019年度と特例貸し付けが実施された2020年3月25日から今年3月末までの貸付の比較をお示ください。</p> <p><b>（二）特例貸し付けの申請期限および償還について</b>                      特例貸し付けは、申請期限が延長されたものと認識していますが、どう延長されましたか。それに伴って、据置期間と償還については、どうなったかお示ください。</p> <p><b>（三）教育支援資金について</b>                      大学の入学金が高額であり、入学金制度を廃止するということも求められていますけれども、入学金等の貸し付けを受ける教育支援資金についてであります。                      ある大学では、学校推薦型選抜では、合格発表が12月1日とされており、入学金等は12月8日午後4時まで、前期授業料なども含め70万円前後の納入が必要です。                      教育支援資金を受けるには、合格通知書が必要であり、申し込みから貸付決定まで1ヶ月程度かかるようです。                      この貸し付けを受けるために、合格発表前から社会福祉協議会に貸し付けの手続きをすることはできませんけれども、「まず、学校に延納の相談」をせよということになっています。                      実際に合格するか、入学するかわからない学校に延納の相談をせよということは酷であり、そんな相談をしたら合否に影響するのではないかと思うのも</p>	<p><b>【地域福祉課長】</b>                      緊急小口資金等の特例貸付についてでございますが、道社協が実施をしている生活福祉資金貸付事業のうち、「緊急小口資金」や「総合支援資金の生活支援費」については、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、対象者の範囲を、感染症の影響を受け、収入が減少した世帯や失業等により生計が困難となっている世帯に拡大し、「緊急小口資金」では、貸付上限額を10万円から20万円にするなど、また、「総合支援資金」では、貸付利子を全て無利子にするなどの特例措置が講じられております。</p> <p>貸付実績につきましては、特例貸付の開始前の令和元年度と特例貸付が始まった令和2年3月25日から令和3年3月末までの貸付状況を比較しますと、貸付件数が146件、金額で1,295万6千円であったものが、7万1,393件、234億1,451万6千円となっております。</p> <p><b>【地域福祉課長】</b>                      特例貸付の申請受付期限についてでございますが、特例貸付につきましては、感染症による影響が長期化する中、これまで6回にわたり、申請受付期限が延長されており、現時点では、本年11月末までの期限となっております。</p> <p>このうち、「緊急小口資金」の償還期間は「1年以内」から「2年以内」に、「総合支援資金」は「10年以内」のままであり、また、令和4年3月末以前に償還時期が到来する貸付分について、「1年以内」とされていた据置期間が全て、令和4年3月末までに延長されております。</p> <p><b>【地域福祉課長】</b>                      教育支援資金についてでございますが、この資金の貸付申請は、原則、合格通知書の添付が必要ですが、申請から貸付までの審査に時間を要することから、入学金等の納入期限に間に合うよう、合格前に入学願書など受験事実が確認できる書類の提出により貸付申請に係る事前審査を受けることが可能であり、昨年度の件数は12件でありました。</p> <p>道では、これまで道社協と連携し、ホームページやパンフレットにより、事前審査に関する周知を行うほか、審査を行う市町村社協において、貸付希望者への説明を行っており、今後とも、こうした取組みを進めるとともに、道教委とも連携し、制度の内容や申請手続きなどについて、周知を行い、この貸付を必要とされる方々が、迅速かつ円滑に貸付が受けられるよう、努めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>当然だと思います。</p> <p>制度の改善や学校への延納の相談については柔軟な対応が必要ではないかと考えるものであります。</p> <p>社会福祉協議会が書類の事前審査を行うことにより、納付期限までに貸付を実施できますけれども、どう実施されていますか、その件数と周知方法についてお示してください。</p> <p>教育支援資金で助かる子どもが大勢いるはずで す。経済的理由から諦めた大学進学を実現できる こともあるはずで す。学校を通じてこの資金の周知を はかるべきではないですか。伺います。</p> <p>昨年度の事前審査が12件ということでありま す。これは実施されて良かったというふうに思いま すけれども、しかし需要はこんなものではないはず です。</p> <p>入学時に100万近く用意しなくてはならないと いう学校も多いですから、また、この教育支援資金 は、生活保護世帯から大学に進学する場合にも利用 できるという点では非常にいい制度だと思います。</p> <p>しかし、社会福祉協議会にこういう制度がある ということを知らなければ、相談もできません。こ ういう資金があるということをまず学校を通じて全受 験生に知らせて、条件などはその後社会福祉協議会 と個別に相談すればいいことであります。進学の夢 を実現させるために是非この制度を大いに役立てて いただきたい。このことを申し上げて質問を終わ ります。</p>	